

○弘前地区環境整備事務組合物品調達規程

〔昭和52年7月1日〕
訓令第1号

改正 平成18年2月27日 訓令第3号
平成28年2月24日 訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、物品の調達を計画的かつ能率的に処理し、予算の効率的な使用に資することを目的とする。

(調達事務の集中管理)

第2条 物品の調達事務は、弘前地区環境整備事務組合事務局総務課において集中して処理するものとする。

(この規程に定めがない事項)

第3条 この規程に定めるもののほか、弘前地区環境整備事務組合の物品調達に関する事項については、弘前市物品調達規程（平成18年弘前市訓令第18号）の規定の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月27日訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月24日訓令第1号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。